

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2019年6月28日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届出をおこなった防災業務計画を、2019年6月28日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画であり、修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の概要

原子力事業者は、原災法に基づき、毎年防災業務計画の見直しを検討し、必要がある場合は修正をおこなうこととしています。

修正の概要は以下のとおりです。

- (1)原子力防災関連資機材(注1)の保管場所の一部変更に伴う修正
- (2)その他記載の適正化

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

注1 原子力防災関連資機材とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」に基づく原子力防災資機材には該当しない放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他資材または機材のことで、原子力災害およびその他の災害が発生した場合の災害対策活動に必要な資機材です。

以上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

(以下の下線部の項目について必要な修正をおこなっています。)

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 <u>定義</u> 第3節 計画の基本構想 第4節 計画の運用 第5節 <u>計画の修正</u>
第2章 原子力災害事前対策の実施	第1節 <u>防災体制</u> 第2節 <u>組織の運営</u> 第3節 <u>放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</u> 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 第5節 <u>原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</u> 第6節 防災教育の実施 第7節 <u>防災訓練の実施</u> 第8節 関係機関との連携 第9節 周辺住民に対する平時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策他の実施	第1節 <u>連絡及び通報</u> 第2節 <u>応急措置の実施</u> 第3節 <u>緊急事態応急対策</u>
第4章 原子力災害中長期対策	第1節 緊急体制の解除 第2節 中長期対策の計画等 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章 その他	第1節 他の原子力事業者への協力

以 上